

機器管理で、危機管理を!!

# あなたがお使いの 空調・冷凍機器は 大丈夫ですか?

オゾン層の破壊や地球温暖化防止のため2015年4月に「フロン排出抑制法」が施行され、2020年4月により厳しい「フロン排出抑制法の改定」が施行されました。



でんのすけ®

## 「フロン排出抑制法の改定」について

<b>強化事項</b>	フロン類の回収処分の <b>義務化</b> 行政指導などを経たことなく即座に罰金が科せられます。
<b>機器の所有者 (管理)の義務</b>	空調・冷凍機器の <b>定期点検・簡易点検</b> 機器の規模に応じた周期・十分な知見を有する者による点検。
	機器の点検・修理・充填・回収等の <b>履歴の記録・保存</b> 当該空調・冷凍機器が存在する限り、記録の保存が必要。(第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の充填・回収)
	一定量の漏えいがある場合、 <b>国への報告</b> 1年間に1,000 CO <sub>2</sub> -ton以上漏えいがある場合は国へ報告。

**違反した  
管理者には  
罰則が科せ  
られます。**  
(1年以下の懲役または  
50万円以下の罰金等)

## 四電エナジーサービスなら お客様をしっかりとサポート!!

機器の販売・施工や保守メンテナンスはもちろんですが、フロン類に関する対応もしっかりサポート!!

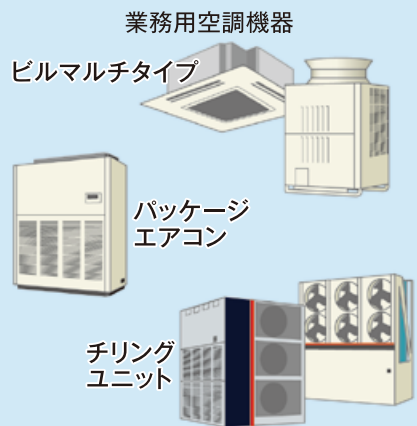


### 保守メンテナンス

定期的な保守点検や必要な補修工事サービスの提供を通して、設備の高効率運転の維持や設備トラブルの未然防止を図ります。



### フロン排出抑制法の規制対象



この他、業務用冷凍機器も対象となります。

### 第一種冷媒フロン類 取扱技術者「有資格者」<sup>※1</sup> による各種点検、作業。



冷媒フロン類  
取扱技術者証

- 各種点検
- 漏えい時の報告書作成
- 修理後<sup>※2</sup>のフロン充填・履歴に記録・保存等

※1.第一種冷媒フロン類取扱技術者 35名  
※2.四電エナジーサービスは第一種フロン類充填回収業者です。

お客さまに「エネルギーの最適サービス」を提供します

**四電 エナジーサービス株式会社**

本店 空調事業部 **TEL.087-883-6767**

本店	空調事業部	〒760-0050 高松市亀井町7-9	TEL.087-883-6767	FAX.087-837-6789
徳島支店	空調サービス課	〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目2番82号	TEL.088-635-8910	FAX.088-635-8911
高知支店	空調サービス課	〒780-0870 高知市本町4丁目1番16号 高知電気ビル8F	TEL.088-824-3802	FAX.088-824-6495
愛媛支店	空調サービス課	〒790-0951 松山市天山1丁目2番26号 松山第3電気ビル3F	TEL.089-945-6227	FAX.089-945-6271
新居浜支店	空調サービス課	〒792-0864 新居浜市東雲町2丁目12番46号	TEL.0897-33-0671	FAX.0897-34-9320